

第 2 章

計 画 策 定 の 背 景

1 日 本 の 動 き

2 鹿 児 島 県 の 動 き

3 肝 付 町 の 動 き

4 社 会 ・ 経 済 環 境 の 変 化

1 日本の動き

わが国では、国際的な取り組みに呼応して、男女共同参画社会の実現をめざし様々な取り組みが進められてきました。昭和50年の国際婦人年を契機として、女性に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年には、世界行動計画の趣旨に沿い、女性問題の課題や主な推進内容を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。とりわけ昭和51年から「国際婦人の10年」の間には、民法・戸籍法の一部改正など、男女平等に関する法律・制度面の整備も進み、昭和60年には、「女子差別撤廃条約」を批准し、翌年には「男女雇用機会均等法」が施行されました。

その後、昭和62年には、女性が能力を十分に発揮し、男女がともに社会の発展に貢献することのできる男女共同参加社会の形成をめざす「新国内行動計画」が策定され、平成3年には、「共同参加」を「共同参画」に改めるとともに、行動計画の第一次改定が行われ、以後これに沿って施策が推進されてきました。

平成6年には、推進本部機構が強化されて内閣に「男女共同参画推進本部」が、総理府に「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画室」が設置されました。

平成8年には、第4回世界女性会議において示された課題に対処するため、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の形成を促進するため、平成12年度までに取り組むべき施策の方向性が示されました。

平成11年には、男女共同参画の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、この法律に基づき、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年の中央省庁などの改革により、内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されるなど、推進体制の強化が図られるとともに、法律面においても、平成14年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。そして、平成17年には、「男女共同参画基本計画」策定後の男女共同参画の形成に関連する様々な状況の変化を考慮して、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。この基本計画による取り組みを評価・総括し、平成22年には、「男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。この第3次基本計画において強調している視点は、「女性の活躍による社会経済の活性化、男性、子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況におかれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進」と5つあげられており、今後取り組むべき喫緊の課題は、「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、より多様な生き方を可能にする社会システムの実現、雇用・セーフティネットの再構築、推進体制の強化」となっています。

2 鹿児島県の動き

鹿児島県においても、世界及び国における取り組みに呼応して、男女共同参画の実現をめざし様々な取り組みが展開されてきました。

昭和54年に、婦人問題に関する担当窓口として「青年婦人課」が設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人行政推進連絡会議」および「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。昭和56年に「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和60年に策定された「鹿児島県総合基本計画」には「婦人の地位向上の推進」が明記されました。平成2年には「鹿児島総合基本計画」に「男女の共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人対策室」が設置されました。翌年には「婦人対策室」が「女性対策室」と改称され、「鹿児島女性プラン21」が策定されるとともに「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン21推進会議」が設置されました。

平成11年に、国の「男女共同参画2000年プラン」をふまえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成13年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され、平成15年には「青少年男女共同参画課・男女共同参画係」が設置されました。同年、男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設としての「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとして、平成17年には、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成され、翌年には「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

平成20年には、「これまでのかごしまハーモニープラン」に基づく取り組みの成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな行動計画として、鹿児島県男女共同参画推進条例第10条第1項の規程に基づき「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

3 肝付町の動き

肝付町は、高山町と内之浦町が合併し平成17年7月1日に誕生しました。男女共同参画の推進については、高山町が平成13年度に企画課女性政策係を設置し、合併後は引き続き企画課に男女共同参画係として設置しました。また、平成18年10月に策定した「第1次肝付町総合振興計画」における基本計画の中で、男女共同参画社会の実現を施策の方針として掲げています。この間、国・県の男女平等参画週間にあわせ、広報誌などを活用した啓蒙活動に取り組んできましたが十分な取り組みとはいえず、計画書を策定し、実行ある施策を展開することが喫緊の課題でありました。

このような状況の中、平成23年10月に男女共同参画社会の形成実現に向けて、広範囲な各分野からの意見を反映させ総合的な政策を推進するため、協議会が設置されました。この協議会には、町内有識者・関係団体代表などによる「男女共同参画推進協議会（庁外）と庁内全課長で構成する「男女共同参画行政推進会議」の2つがあり、連携を図りながら基本計画のあり方について検討を開始しました。

また、同年12月には「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。この

調査は、社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるまちづくりを実現するため、家庭、地域社会、職場などの様々な場面における意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けて、町が取り組むべき施策の基礎資料とすることを目的に実施されました。

上記の2つの会議にて、様々な男女共同参画社会実現に向けての意見を集約し、平成24年11月に「肝付町男女共同参画基本計画」を策定しました。

4 社会・経済環境の変化

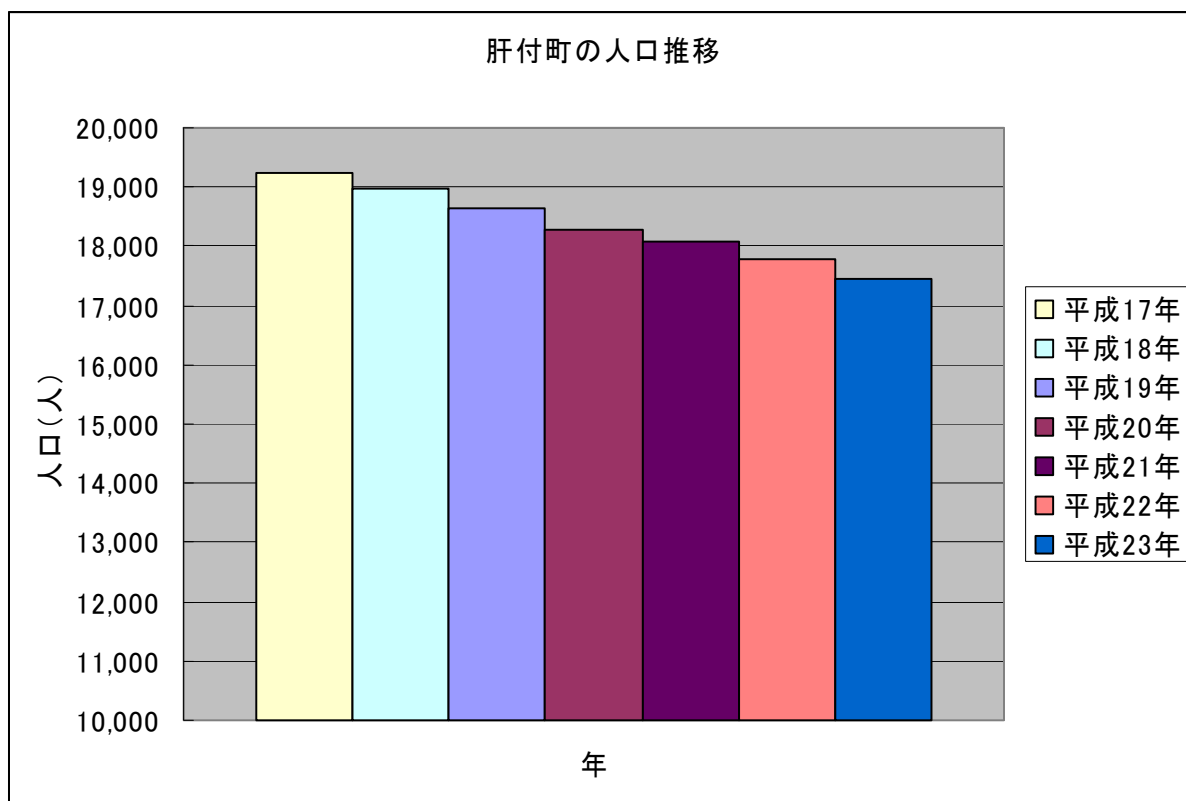
(1) 人口減少・少子高齢社会の進展

肝付町の総人口は、合併した平成17年は19,222人、平成20年18,286人、平成23年17,435人（各年10月1日現在）と減少してきています。国勢調査による年齢3区分別人口を見ると、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成17年33.7%、平成20年で35.3%と年々上昇し、平成23年10月1日現在で35.9%となっています。鹿児島県の高齢化率（平成21年10月1日現在）は26.3%で、本町は県市町村別にみても上位に位置しています。

また、鹿児島県の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均の子ども数）の状況は、平成21年では1.56となっており、全国の1.37よりも上回ってはいますが、平成12年まで低下傾向にあり、その後は横ばい傾向です。

人口の減少や少子高齢化社会の急速な進展は、生産人口の減少による社会活力の低下を招き、安定した社会保障制度の運営も危ぶまれています。また、経済環境の変化や産業構造の変化により、これまで経済状況に適してきた様々な制度・慣行は見直しが必要となってきました。こうした中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なく個性と能力を十分に発揮でき、また、一人ひとりの多様な生き方の選択を可能にする男女共同参画社会に向けた環境づくりが求められています。

1) 肝付町の人口推移



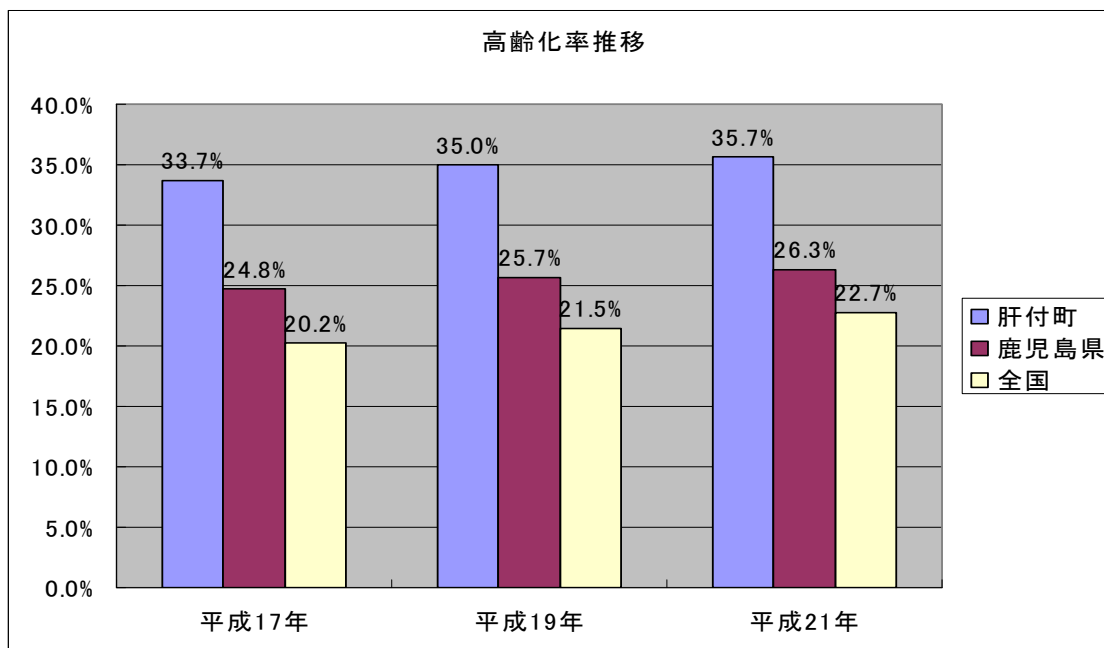
平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
19,222	18,958	18,656	18,286	18,091	17,787	17,435
-	▲ 264	▲ 302	▲ 370	▲ 195	▲ 304	▲ 352

(各年10月1日現在人口 単位：人)

(表の下段は、対前年比人口増減)

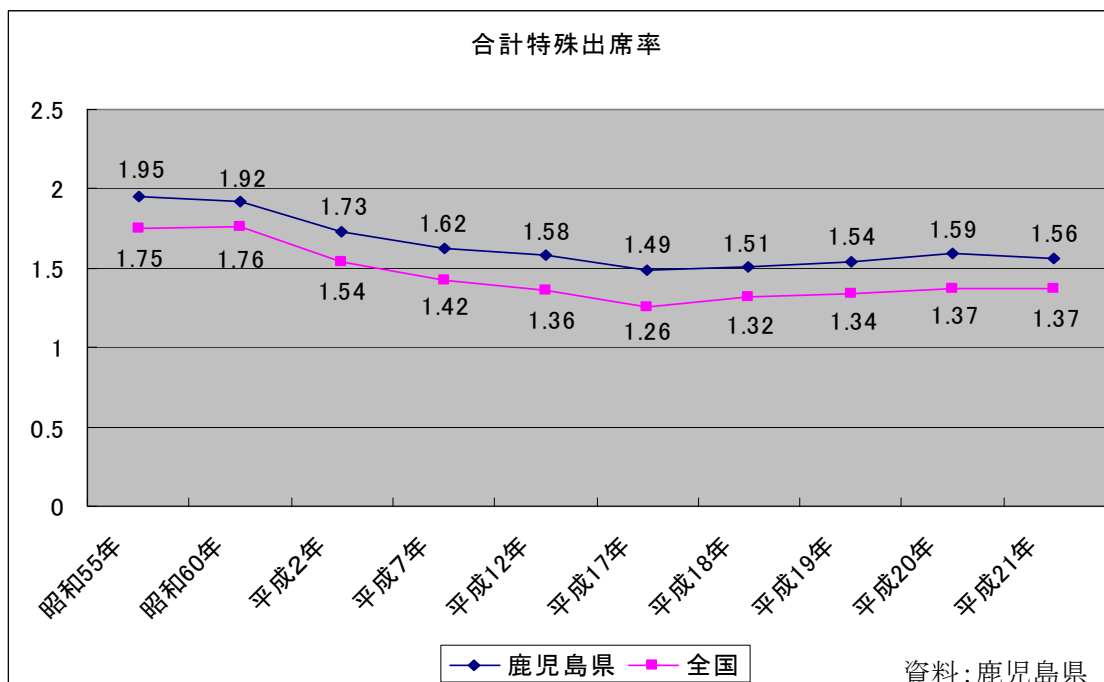


2) 高齢化率（国・県・肝付町）



資料：総務省統計局推計、鹿児島県年齢別推計人口調査（平成21年10月1日）

3) 合計特殊出生率の推移（国・鹿児島県）



※ 合計特殊出生率

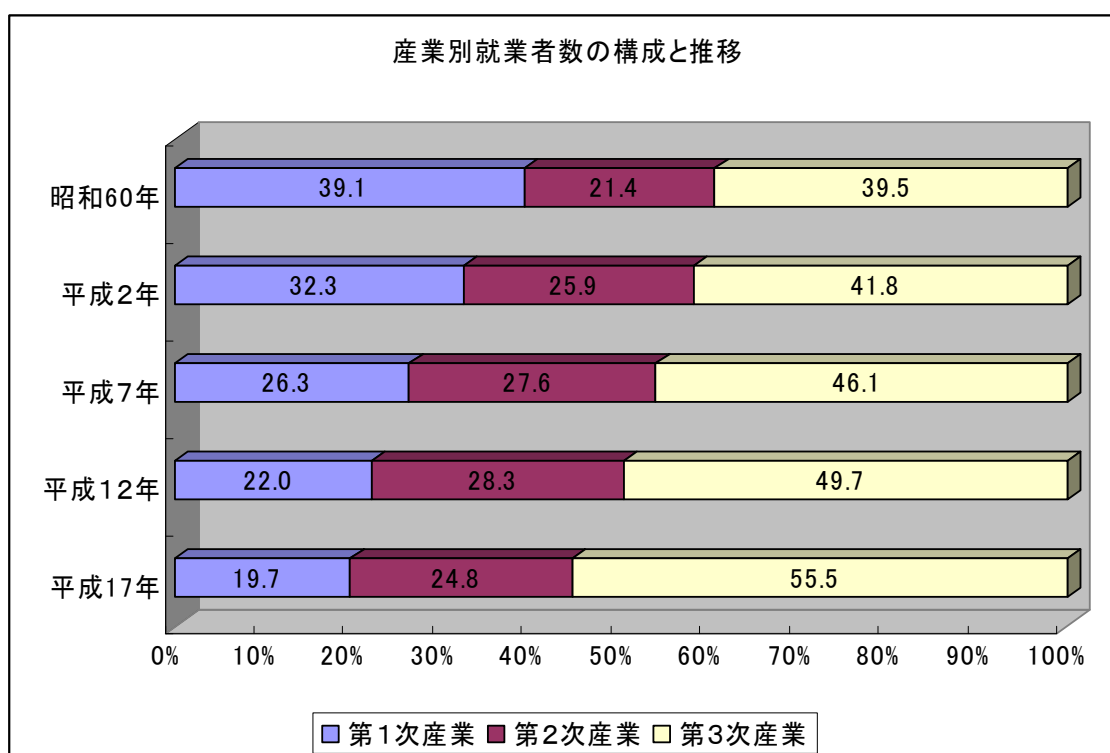
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当する。（人口動態等統計調査）

(2) 産業構造・就業構造の変化

本町の産業構造は、第三次産業が他の産業に比べて大きなウエイトを占めており、このことは下記の産業別就業者の割合にも現れています。平成17年の国勢調査によると、サービス業を中心とした第三次産業の従事者は55.5%と半数を超える一方、第一次産業の従事者は19.7%で、5年前に比べて2.3%減少しており、昭和60年と比較すると約半分となっています。

また、就業女性全体の66.3%は第三次産業に従事し、中でも多種多様な業種が含まれるサービス業に従事する女性は、第三次産業に従事する女性の59.4%を占めています。

少子・高齢化の急速な進展に伴い、女性労働力への期待が高まる中で、多様な職業ニーズを持つ女性が主体的に職業選択を行い、性別に差別されることなく男女がともにその能力と個性を十分に発揮できる就業環境の整備が求められています。



	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和60年	39.1	21.4	39.5
平成2年	32.3	25.9	41.8
平成7年	26.3	27.6	46.1
平成12年	22.0	28.3	49.7
平成17年	19.7	24.8	55.5

(単位：%)